

てのひら～人身売買に立ち向かう会

# 会 則

制定 2006年11月18日

第一回改正 2007年3月31日

第二回改正 2008年3月22日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この任意団体は、てのひら～人身売買に立ち向かう会という。

(事務所)

第2条 この任意団体は、主たる事務所の連絡窓口を神奈川県横浜市緑区中山町149-4 緑郵便局留とする。

(設立年)

第3条 この任意団体は2004年11月26日、当時、桜美林大学国際学部 に在籍していた学生によって設立。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第4条 この任意団体は、次の目的を達成する。

- (1) 人権侵害である「人身売買(じんしんばいばい)」という社会的暴力を、多くの市民に知ってもらうことを目的とした啓発広報活動などを通じて、特に日本における人身売買に反対する市民の意識を喚起し、構築すること。
- (2) 日本において反人身売買活動を展開する団体と協働し、人身売買とそれに地続きである、家庭内暴力、外国籍市民への差別や搾取、子どもの問題などに取り組み、具体的な活動を通じて、そうした危機からすべての女性と子どもの権利が保障される社会を実現すること。

(事業)

第5条 この任意団体は、第4条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 人身売買問題を考えるきっかけをつくるためのイベントや勉強会の開催
- (2) 人身売買の被害者を保護しているシェルターへの、人員協力と事業協力
- (3) 人身売買の防止活動を行っている団体で生産されている商品の委託販売
- (4) 人身売買の防止活動を行っている海外の団体への財政協力と訪問事業
- (5) JNATIP(人身売買禁止ネットワーク)への参加
- (6) 会員への情報提供を目的とした報告書の作成
- (7) この任意団体の目的を達成するために必要なすべての事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この任意団体の会員は次の2種とする。

(1) 正会員

この任意団体の目的に賛同し入会した、18歳以上の社会人で、総会における議決権を持つ者。

その中に、一般、学生、団体の種別を更に設ける。

は学生以外、は学生、は法人あるいは団体(ただし、表決権は1団体1表)

(2) 賛助会員

この任意団体の目的に賛同し入会した、18歳以上の学生で、総会における議決権を持たないが、資金面

等で活動を支える者。

#### (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 この任意団体の会員として入会しようとする者は、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとする。
- 3 代表は前項の申込があった時、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 4 代表は第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第8条 会員は、理事会において別途定める会費を納入しなければならない。

#### (会員資格の喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人の死亡、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) この任意団体から除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、代表が別途定める退会届を代表に提出し、退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、これを除名することができる。

- (1) この会則に違反したとき。
- (2) この任意団体の目的に反する行為や秩序を乱す行為をしたとき。

#### (抛出金品の返還)

第12条 この任意団体は、すでに納入した会費およびそのほかの抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員

#### (種別および定数)

第13条 この任意団体に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、2人以上3人以内を共同代表とすることができる。

#### (選任)

第14条 理事および監事は、理事会で選出された候補者の中から総会において選任する。

- 2 共同代表は、理事会において理事の互選によって定める。
- 3 監事は、理事を兼ねることができない。

#### (職務)

第15条 共同代表は、この任意団体を代表し、業務を統括する。

2 共同代表は互いを補佐し合い、それぞれに事故があるときまたはそれぞれのいずれかが欠けたときは、共同代表間であらかじめ指定した順序に従って、その職務を遂行する。

3 理事は、理事会を構成し、この会則の定めおよび総会又は理事会の議決に基づき、この任意団体の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の業況を監査すること。

(2) この任意団体の財源の状況を監査すること。

(3) 第15条(2)に則って、監査をした場合、この任意団体の業務又は財産に関し、不正の行為または法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 第15条(3)の報告をするために必要がある場合、総会を招集できる。

(5) 理事の業務執行状況、又はこの任意団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期)

第16条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了時においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補助)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決によって、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に、弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬)

第19条 役員は、その3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために費やした費用を弁償することができる。

## 第5章 総会

#### (種別)

第20条 この任意団体の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業報告および収支決算
- (4) 役員の選任または解任
- (5) 解散における残余財産の帰属
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。開催日は毎年3月内とする。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条4(4)の規定により、監事から召集があったとき。

(召集)

第24条 総会は、第23条2(3)の場合を除き、代表が召集する。

2 代表は、第23条2(1)および(2)の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会の招集をしなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

ただし、委任状をもって出席総数に加えることができる。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、正会員にあらかじめ書面で以って提出している議決事項とする。ただし、議決が緊急を要するもので、出席した正会員2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項についても書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果

- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印または署名し、これを保持しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 理事は、共同代表の承認を得て、必要に応じ、その他の出席者を求めることができる。
- 4 運営に直接関わるスタッフおよびインターンを含むボランティアは理事会に参加することができる。

(機能)

第31条 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告(案)および収支決算(案)
- (3) 会員の除名
- (4) 会費の額
- (5) 役員候補者の選出
- (6) 重要な借入に関する事項
- (7) 事務局の組織および運営に関する事項
- (8) 総会に付議すべき事項
- (9) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (10) その他総会の議決を要しない、会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、原則として毎月1回開催するほか、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 共同代表が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条4(5)の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召集)

第33条 理事会は、共同代表が招集する。

- 2 共同代表は、第32条2および3の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、共同代表または共同代表が指名したものがこれにあたる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席により成立する。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、あらかじめ書面を以って通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 第37条2の規定により表決した理事は、前条および次条(1)(2)の適用については、理事会に出席したものみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された理事会に参加した者2人以上が記名押印または署名し、これを保存しなければならない。

## 第7章 資産および会計

(資産の構成)

第39条 この任意団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この任意団体の資産は、非営利活動にかかる事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この任意団体の資産管理は、理事会、または総会の議決に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この任意団体の会計は、非営利活動に関わる会計のみとする。

(事業年度)

第44条 この任意団体の事業年度は、毎年4月から翌年3月までとする。また、年度ごとに報告書を作成し、全正会員に送付する。

(事業計画および予算ならびにその変更)

第45条 この任意団体の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事会が作成し、理事会の議決を得る。

2 当該事業年度中の事業計画および収支予算は、理事会の議決により、変更することができる。

(予備費の設定および使用)

第46条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第47条 この任意団体の事業報告書、収支計算書の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事会が作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た後、総会の議決を得る。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 雑則

(顧問)

第48条 この任意団体は、事業や運営の向上のために、理事会の承認を受けて、顧問を置くことができる。

2 顧問は、現在の事業活動と将来の推進に関する事業活動までの助言をすることができる。

(各種プロジェクト)

第49条 この任意団体では、大きく分けて3事業6プロジェクトを設け、この任意団体の目的の実現のために活動する。

2 各部には、各プロジェクトリーダーの他に、補佐メンバーを1人以上置かななくてはならない。

3 各プロジェクトのメンバーは、全体会での立候補、他薦により認められるものとする。表決は、多数決によって決定する。

4 各プロジェクトのメンバーの兼任は認められるものとする。

5 各事業は、この任意団体の目的の達成に向けて附則に定めるものとする。



## 附則

1. この会則は、2006年11月18日から施行される。

2. この任意団体の役員は、次に掲げるものとする。また、以下は役員名簿も併用とする。

共同代表 大塚 綾乃（社会啓発事業リーダー）

共同代表 杉本 文恵（てのひら桜美林代表）

理事 五十嵐杏奈（SFC～カンボジアの未来を支える会 代表）

理事 藤原志帆子（ポラリスプロジェクト東京事務所 コーディネーター）

理事 金城 幸代（当事者支援事業リーダー）

理事 百瀬 圭吾（事務局長／海外協力事業リーダー）

監事 芦澤 俊（元環境NGO職員）

監事 森 亜梨沙（会社員）

3. この会則に定めるこの任意団体の会費（年額）は、次に掲げる額とする。

以下は、理事会の承認を受けて、変更できるものとする。

（1）正会員

一般会員 5,000円 学生会員 3,000円 団体会員 10,000円

（2）賛助会員 一口 3,000円

4. この任意団体の事業は以下とする。

・社会啓発事業

ワークショッププロジェクト

カレンクラフツプロジェクト

・当事者支援事業

子どもサポーター提供プロジェクト

外国籍女性の定住に向けた自立支援教室プロジェクト

・海外協力事業

スタディービジットプロジェクト

ミーチャの夢基金プロジェクト